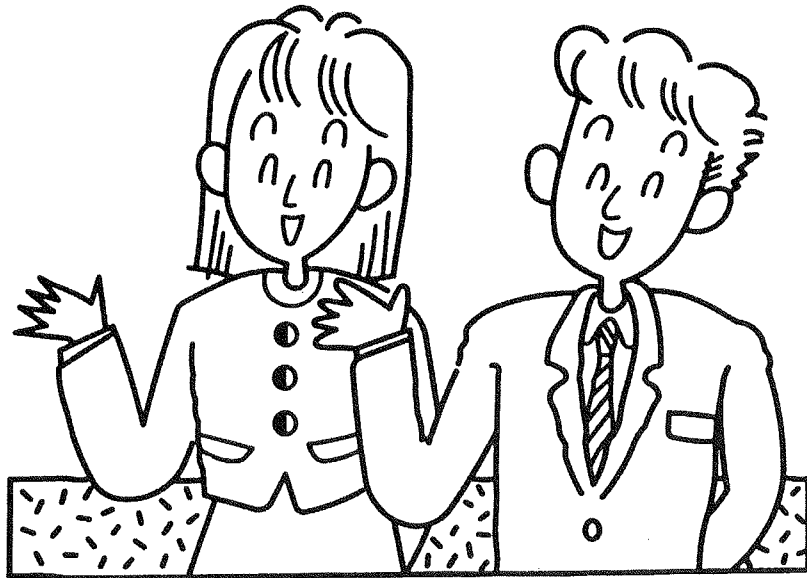


せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



ながさきけんせい ひ ふく し じ む し ょ
長崎県西彼福祉事務所

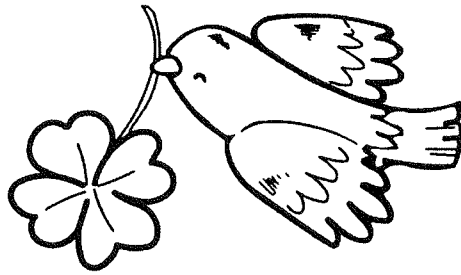
ながさき し も り ま ち
〒852-8104 長崎市茂里町3-24

ながさきけんそうごうふく し けんとう かい
長崎県総合福祉センター 県棟 1階

TEL (095)846-8955

FAX (095)841-7011

- 【保護費を返さなければならぬとき】
- 【税金・公共料金等の減免】
- 【保護費のきまりかた】
- 【届け出なければならぬこと】
- 【保護を受けた場合保障されること】
- 【守らなければならぬこと】
- 【保護の種類】
- 【生活保護とは】



このしおりは、^{せい}か^つほ^ごう^う生活保護を受けてい
れる^{うえ}で^{たい}せ^つ大切なことが^か書いてありますの
で^{かな}ら^よ必ずお読みください。

また、いつでも^み見ることができるよう
^{たい}せ^つほ^{かん}大切に保管してください。

生活保護とは

生活保護法は、本当に生活に困っている人に対して最低限度の生活を保障する制度です。

また、この制度は、たんに最低限度の生活を保障するというだけでなく、一日も早く自分の力で生活できるよう積極的に自立の助長を図ることも目的としていますので、自立に向かって努力してもらわなければなりません。

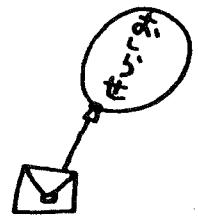
すなわち生活保護は、次のようなあらゆる手をつくしても自分の力で最低生活ができないときに生活を助け、原因を一日も早く取り除いて、できるだけ自分の力で幸せな暮らしができるように手助けするものです。

- (1) 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- (2) 資産等（例えば、自動車・土地・建物・宝石など）は、売ったり貸したりして生活に役立ててください。
- (3) 親子・兄弟などから援助が受けられる場合は、できるかぎりの援助をしてもらってください。
- (4) 現金・預金・貯金・生命保険・年金・各種手当など、利用できるものは最大限活用してください。

【保護費を返さなければならぬとき】
【税金・公共料金等の減免】
【保護費のきまりかた】
【届け出なければならぬこと】
【税金・公共料金等の減免】
【保護を受けられた場合保障されること】
【守らなければならぬこと】
【保護の種類】
【生活保護とは】

ほご う ばあい ほしょう 保護を受けた場合、保障されること

- 1 生活保護を受けていても、他の人と平等であり差別されることはありません。
- 2 あなたの保護の内容は、正当な理由がなければ不利益に変更されることはありません。
- 3 保護費や保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。

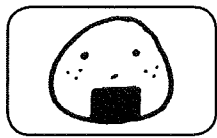


まも 守らなければならないこと

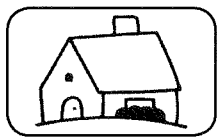
- 1 保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- 2 働ける人は能力に応じて働いてください。また、失業中の方は求職活動を行ってください。
- 3 生活費の無駄を無くし、お金は計画的に使って生活の維持向上に努めてください。
- 4 病気の方は、医師の指示を守って心身共に健康になるよう療養してください。
- 5 収入や生活の状況が変わったときは、すぐに担当員に届け出てください。
- 6 収入については、ある・なしにかかわらず世帯全体の収入状況を、定期的に担当員に収入申告書を提出してください。なお、提出された申告書の内容に不正があれば、処罰を受けることとなります。
- 7 自動車を持つことや、他人のものを借りて運転することは原則として認められません。

ほご 保護の種類

ほご 保護には次のような種類があり、くに 国に 定めた 基準により 世帯の 必要に応じて受けることができます。



生活扶助… 食べるもの・着るもの・光熱水費・耐久消費財（冷蔵庫・テレビなど）購入費・介護保険料など日常のくらしの費用



住宅扶助… 家賃・地代・敷金・家の修理費用など



教育扶助… 義務教育に必要な費用（給食費・学用品費など）



医療扶助… 病気やケガの治療をするための費用



介護扶助… 介護を受けるのに必要な費用



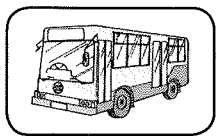
出産扶助… 出産のための費用



生業扶助… 高等学校等就学及び商売をはじめたり、技術を身につけたりする時の費用（収入を増加させ自立の見込みがある程度確実な場合に支給）



葬祭扶助… 葬式の費用（遺族に資力がいないときのみ支給）



一時扶助… 臨時的な需要に応じるための費用 布団、被服費、紙おむつ、家具什器、通院交通費、生活移送費、柔道整復費、治療材料費などの一時的な費用

【保護費を返さなければならぬとき】 【税金・公共料金等の減免】
 【保護費のきまりかた】 【届け出なければならぬこと】
 【保護を受けた場合保障されること】 【守らなければならぬこと】 【保護の種類】

ほごひ 保護費のきまりかた

くに さだ さいていせいかつひ せたい しゅうにゅう くら
 国が定めている最低生活費と、あなたの世帯の収入を比べて、そ
 けっかた ぶん しきゅう
 の結果足りない分のみを支給することになります。

さいていせいかつひ しゅうにゅう たいひ 【最低生活費と収入の対比】

	さいていせいかつひ 最低生活費
1 しゅうにゅう ばあい 収入がない場合	ほごひ 保護費
2 しゅうにゅう ばあい 収入がある場合	
(1) はたら え しゅうにゅう ばあい 働いて得た収入の場合 ※ 勤労に伴う必要経費として基礎控除の制 度があり、その分だけ最低生活費だけのと きより、より豊かな生活となります。(収 入の一部が手元に残ることになります。)	はたら え しゅうにゅう 働いて得た収入
(2) そのほかのしゅうにゅう ばあい 収入の場合	そのほかのしゅうにゅう そのほかの収入
	ほごひ 保護費

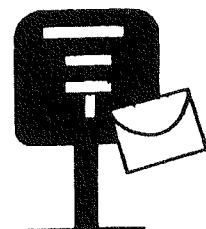
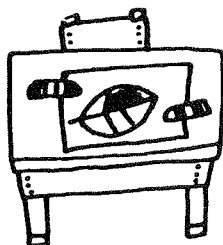


とど で 届け出なければならぬこと

(事前に届出をすること)

【保護費を返さなければならぬとき】
【税金・公共料金等の減免】
【保護費のきまりかた】
【届け出なければならぬこと】

- 1 病気やけがで病院にかかりたいとき。
※町役場又は福祉事務所で診療依頼書を交付します。
 - 2 入院したり、退院したり、または病院を変わるとき。
 - 3 交通事故等の被害に遭われたとき。
 - 4 住居や家族の人数が変わるとき（転居・出生・死亡・転入・転出など）。
 - 5 収入が増えたり、減ったりしたとき（給料の増減・賞与の支給・年金の変更・入院給付金の受領・資産売却・仕送りなどの臨時収入）。
 - 6 家族のなかのだれかが新しく働くようになったり、仕事を変えたりやめたりしたとき（高校生等のアルバイトも含みます）。
 - 7 新たに生命保険（共済）に加入したとき。
 - 8 不動産等を相続したとき。
 - 9 家賃や地代が変わるとき。
 - 10 高等学校・大学・専門学校へ進学されるとき。また進学された方が留年・休学・退学されるとき。
 - 11 一週間以上留守をしたり、県外に旅行したりするとき。
 - 12 社会保険などの保険証が使えるようになったとき。また、使えなくなるとき。
 - 13 そのほかあなたの生活状態が変わることが予定されているとき。
- ☆届出の用紙は役場と福祉事務所にそなえてあります。



ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき

1 不正な方法で保護を受けたとき

収入の申告をしなかったり、偽りの申告をして不正に保護を受けたときは、不正に受けた保護費を徴収されます。また、このときは生活保護法及び刑法の規定に基づき懲役または罰金に処せられることがあります。

【注意】

「働きによる収入」はもちろん、「借金」、「扶養義務者からの援助（仕送り）」、「交通事故等に伴う補償金」、「生命保険（共済）の保険金や入院給付金等」、「学資保険の給付金」及び「年金等担保貸付金」も申告しなければ不正受給となります。

2 資力がありながら保護を受けたとき

資力はあるが、これをただちに活用できない事情にあるため保護を受けたときは、その資力が活用できるようになったときに、既に支給した保護費（医療費・介護費等も含みます。）を返還していただくこととなります。

例えば、

(1) 保護開始時に保有を認められない不動産（土地、建物など）や自動車等があったが、すぐに処分できず後に処分し現金化できたとき。

(2) 保護開始時に保有を認められていた生命保険（共済）の保険金や解約返戻金を受領したとき。この場合、保護開始日から保険金を受領するまでに支給した保護費を限度として、保護開始時の解約返戻金相当額が返還となります。

(3) 交通事故に遭い、損害賠償金を受領したとき。この場合、交通事故のあった日から損害賠償金を受領するまでに支給した保護費が返還となります。

(4) 年金や手当を遡って受給したとき。この場合、実際に入金されたときではなく、遡って支給開始された日から支給した保護費が返還となります。

【注意】

上記(1)と(2)については、対象となる資産及び返還について文書で通知しますので、大切に保管しておいてください。

3 1、2の外、届け出が遅れて保護費を支給し過ぎた場合でも、過支給となった保護費を返していただくこととなります。

税金・公共料金等の減免

生活保護受給者には、次のような税金・公共料金が減免される場合があります。

- 1 国民年金の保険料 (減額・免除)
- 2 NHK放送受信料 (減額・免除)
- 3 住民税・固定資産税 (減税・免除)
- 4 公立高等学校等の授業料
- 5 公立小・中学校の修学旅行費
- 6 保育所の保育料

* 国民健康保険証は、生活保護を受けている間は使えませんので役場へ返してください。

ちくたんとういん
地区担当員（ケースワーカー）

ふくしじむしょ
福祉事務所では、あなたの世帯の力となり最低限度の生活を保障し、自立へ
えんじょ
の援助をできる限り行いますので、地区担当員（ケースワーカー）が定期的ま
たは必要に応じあなたの家を訪問したときは、遠慮なく相談してください。
なほ、個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

なまえ
名前

☎095-846-8955

ながさきけんせいひふくしじむしょ
(長崎県西彼福祉事務所)

みんせいじどういん
民生児童委員

みんせいじどういん
民生児童委員さんは、福祉事務所の協力機関としていろいろな相談を受け
ておられますので、気軽にご相談してください。

なまえ
名前

☎ - -